

風立ちぬ

風の街の中学校の窓から

庄内町立立川中学校
学校便り
2018. 2. 26

文責：校長 佐藤 真哉

町立体育施設利用方法の変更！ 平成30年度からのガイドラインを遵守！

庄内町教育委員会 社会教育課文化スポーツ推進係、教育課教育総務係から下記のような文書が届いていますのでご報告します。

庄内町教育委員会では、今年度末スポーツ庁が策定予定の「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」を遵守するため、平成30年度から以下のとおり町立体育施設の利用方法を変更させていただきますので、各校におかれましてもご理解とご協力をお願いします。

町立体育施設とは？

- 【指定管理施設】…八幡スポーツ公園（総合体育館・屋内多目的運動場・ほたるドーム・サッカー場・ソフトボール場・多目的広場・武道館・相撲場）
- 【町直営施設】…立川地域の社会体育施設・南野グラウンド（前田野目GG場は除く）
- 【学校施設】…町立小中学校の体育施設

①町立体育施設の利用時間を全ての個人・団体1日につき**原則3時間以内**（準備・後始末を含めて）とします。

- * 中学校部活動・クラブ活動の両方がある団体は**中学校部活動・クラブ活動の合計時間**となります。
- * 大会・練習試合・合同練習会等は除きますので、利用したい場合は、利用申請の際に内容がわかる**資料を添付**し、あらかじめ**施設管理者の許可**を得てください。

②町立体育施設は**毎週月曜日**（祝祭日を除き）**中学校部活動・クラブ活動での利用は原則できません**。

- * 大会・練習試合・合同練習会等は除きますので、利用したい場合は、利用申請の際に内容がわかる**資料を添付**し、あらかじめ**施設管理者の許可**を得てください。

帰りの会后、素早く着替え用具を準備して**密度の濃い集中力を高めた練習が必要**となります。保護者・地域指導者のご理解とご協力をお願いします。

3年最後のダンスフェスティバル！

2月22日、保健体育の授業で「ダンスフェスティバル」が行われました。見学していた私達が若いエネルギー、チームワークの良さと体全体を使った豊かな表現力に圧倒されてしまいました。



**3月10日まであとひと頑張り
全校生徒・全教職員応援しています！**